

保育所(園)ってどんなところ?



稚内市の保育所(園)一覧

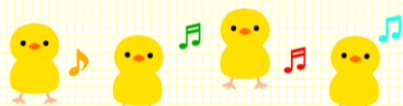


	名 称		連絡先
公 立	白樺保育所	潮見 1 丁目 1 番 1 0 号	33-4558
私 立	富岡保育園	富岡 4 丁目 1 8 番 6 号	32-2727
私 立	もぐもぐ保育園	宝来 2 丁目 8 番 1 7 号	23-5180
私 立	オアシス保育園	中央 2 丁目 1 6 番 1 2 号	23-6321
私 立	きらきら保育園	緑 4 丁目 5 番 3 2 号	23-2315

入所要件(保育の必要性の事由について)



- (1) 就 労・・・一月の就労時間が、概ね 60 時間以上の場合
(フルタイム、パートタイム、居宅内の労働等)
- (2) 妊 娠 ・ 出 産・・・児童の保護者が出産の前後(産前産後 8 週間)のため、児童の保育ができない場合
- (3) 疾 病 ・ 障 がい・・・児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいを有する場合
- (4) 介 護 ・ 看 護・・・同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
- (5) 災 害 復 旧・・・震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっているため、児童の保育ができない場合
- (6) 求 職 活 動・・・児童の保護者が継続的に求職活動(起業準備を含む。)を行っている場合
- (7) 就 学・・・児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)の場合
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得時に既に保育を利用している児童がいて、次年度に小学校を控えている等、継続利用が必要である場合
- (10) そ の 他・・・前各号にあげるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める場合



保育料について

保育料は、保護者（両親等）の所得（課税額等に応じた階層区分）や児童の4月1日現在の年齢、保育の必要量（保育標準時間～フルタイム就労等、保育短時間～パートタイム就労等）などにより決定します。

なお、「幼児教育、保育の無償化」により、3歳児～5歳児の月額保育料が無償になりました（延長保育料や給食費等は保護者負担となります）。



保育時間について

保育所(園)の開所時間は、午前7時から午後6時までです。

この範囲内で、ご家庭の状況や勤務状況（通常の勤務時間に送迎時間を含めた範囲）を考慮して保育時間を決定します。



延長 保育

仕事の都合等でお迎えが遅くなる場合、通常の保育時間を延長して保育する「延長保育」があります。利用される場合は、事前登録が必要です。通常の保育料とは別に、利用時間に応じて延長保育料を負担していただきます。

保育所(園)の1日

7:00～9:30	保護者の出勤時間に合わせ保育所(園)へ	
9:00～11:30	様々な遊びや幼児教育を通じて 社会性・協調性・自主性を育てます	
11:30～12:30	みんなで楽しい給食	
12:30～14:30	お昼寝タイム	
15:00	おやつの時間	
16:00～18:00	お迎えまで楽しく遊んでいます	
18:00～19:00	延長保育	



一時保育の申請・利用

一時保育は市内の全保育所（園）において、保護者の短期的な就労や通院、リフレッシュなど一時的にお子さんを預けたい場合に、半日または一日を単位として、生後3か月から小学校就学前のお子さんをお預かりする制度です。利用には事前申し込みが必要になります。保育所の受け入れの都合により、急な申し込みには対応できない場合があります。

☎ 詳しくは、こども課までお問合せください ☎



市内へき地保育所一覧



名	称	連絡先
勇知保育所	大字抜海村上勇知	73-2020
宗谷保育所	大字宗谷村字宗谷	77-2004
沼川保育所	大字声問村字沼川	74-2637

へき地保育所の申し込みは、保育所に直接申し込みください。保育料は3歳～5歳児は「幼児教育・保育の無償化」により無償、3歳未満児は世帯の所得等に応じて最大月額10,000円以下の範囲で決定します。

なお、保育時間については季節によりそれぞれの保育所で違います。

詳しくは、各保育所へお問い合わせください。

